

議案第 8 6 号

岩倉市道路占用料条例の一部改正について

岩倉市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 1 2 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市道路占用料条例の一部を改正する条例

岩倉市道路占用料条例（昭和51年岩倉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第7号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,100
	第2種電柱	1本1年につき	1,600
	第3種電柱	1本1年につき	2,200
	第1種電話柱	1本1年につき	940
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	920
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	570
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	790
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,900

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	170
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	230
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	400
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	570
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,100
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,100
	地下に設ける通路	占用面積1平方メ	680

			一トル1年につき	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,900
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	23
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	230
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
第7条第1号に掲げる物件	標識		1本1年につき	1,500
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23
		その他のもの	1本1月につき	230
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	23
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	230
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300
その他のもの		1基1月につき	1,100	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	1,900
令第7条第4号に掲げる工事用			占用面積1平方メートル1月につき	230

施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	190
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受け、若しくは法第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可を受け、若しくは同法第21条の規定により協議が成立したことにより道路又は道路予定区域を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路又は道路予定区域を占有する場合の当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占有物件に係る令和元年度の占用料の額（当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間が異なる場合にあつては、当該占有物件に係る令和2

年度以後の各年度の占用の期間に相当する期間を当該占用物件に係る令和元年度の占用の期間として改正前の岩倉市道路占用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る占用料の額)に平成31年4月1日から令和2年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)とする。

- (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後の岩倉市道路占用料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占用物件に係る令和2年度以後の各年度の占用料の額(以下「新占用料額」という。)を当該占用者の事業所ごとに合計した額が調整占用料額を当該占用者の事業所ごとに合計した額を超える場合
- (2) その他の者 新占用料額が調整占用料額を超える場合